

届出書の記入方法について

1 前年度の届出の内容と現在の保管（所有）状況を下表に照らし合わせ、届出書の記入箇所を確認してください。下表に当てはまらない場合は、廃棄物対策課までお問合せください。

①PCB廃棄物(使用を終えたもの)を保管している場合

保管状況(例)	記入様式	廃棄物の記入箇所
前年度の届出から廃棄物の増減がない。	様式 第一号	1の①（保管しているものを全て記入）
前年度の届出から廃棄物が増えた。	様式 第一号	1の①（増えたものを含め保管しているものを全て記入） 1の②（増えたもののみ記入）
前年度の届出から廃棄物の一部を他の事業所へ移動し廃棄物が減った。	様式 第一号	1の①（移動したものを除き保管しているものを全て記入） 1の③（移動したもののみ記入）
前年度の届出から廃棄物の全てを他の事業所へ移動し廃棄物が無くなった。	様式 第一号	1の③（移動したものを全て記入）
前年度の届出から廃棄物の一部を処分し廃棄物が減った。	様式 第一号	1の①（処分したものを除き保管しているものを全て記入） 1の④（処分したもののみ記入）
前年度の届出から廃棄物を全て処分した。	様式 第一号	1の④（処分したものを全て記入）

② PCB使用製品（使用中のもの）を所有している場合

所有状況(例)	記入様式	廃棄物の記入箇所
前年度の届出から使用製品の増減がない。	様式 第一号	2の①（所有しているものを全て記入）
前年度の届出から使用製品が増えた。	様式 第一号	2の①（増えたものを含め所有しているものを全て記入） 2の②（増えたもののみを記入）
前年度の届出から使用製品の一部を他の事業所へ移動し使用製品が減った。	様式 第一号	2の①（移動したものを除き所有しているものを全て記入） 2の③（移動したもののみ記入）
前年度の届出から使用製品の全てを他の事業所へ移動し使用製品が無くなった。	様式 第一号	2の③（移動したものを全て記入）
前年度の届出から使用製品の一部を処分し使用製品が減った。	様式 第一号	2の①（処分したものを除き所有しているものを全て記入） 1の④（処分したものを記入）
前年度の届出から使用製品を全て処分した。	様式 第一号	1の④（処分したものを全て記入）

2 別添の記入例を参考に届出書を記入してください。

「廃棄物の種類」、「製品の種類」、「表示記号等」、「容器の性状」の欄については、下記から選択し記入してください。

○「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 変圧器（トランス） | ⑭ ネオン変圧器（ネオントランス） |
| ② 柱上変圧器（柱上トランス） | ⑮ その他電気機械器具 |
| ③ 計器用変成器 | ⑯ OF ケーブル |
| ④ リアクトル | ⑰ 変圧器油（トランス油） |
| ⑤ 放電コイル | ⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油） |
| ⑥ 整流器 | ⑲ コンデンサー油 |
| ⑦ コンデンサー（3kg 以上） | ⑳ 熱媒体油 |
| ⑧ コンデンサー（3kg 未満） | ㉑ その他 PCB を含む油 |
| ⑨ サージアブソーバー | ㉒ 感圧複写紙 |
| ⑩ 蛍光灯用安定器 | ㉓ ウェス |
| ⑪ 水銀灯用安定器 | ㉔ 塗膜 |
| ⑫ ナトリウム灯用安定器 | ㉕ 汚泥 |
| ⑬ 安定器（用途不明） | ㉖ その他 |

○「表示記号等」

不明の場合には、空欄として下さい。

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 不燃(性)油 | ⑦ AF 式 |
| ② 不燃性（合成）絶縁油 | ⑧ DF 式 |
| ③ シバノール | ⑨ AFP 式 |
| ④ 富士シンクロール油 | ⑩ 冷却方式 LNAV |
| ⑤ カネクロール油 | ⑪ その他 |
| ⑥ 塩化ビフェニール | |

○「容器の性状」

変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。

- | | | | |
|--------|------------|-----------|---------|
| ① なし | ④ ペール缶 | ⑦ 段ボール箱 | ⑩ 屋内タンク |
| ② 金属製箱 | ⑤ 一斗缶 | ⑧ コンクリート槽 | ⑪ その他 |
| ③ ドラム缶 | ⑥ プラスチック容器 | ⑨ 屋外タンク | |

3 添付書類について

保管(使用)しているPCB廃棄物(使用製品)について、保管状況等が確認できるよう、番号ごとに写真を添付してください。

(前年度までに届出した写真と保管(使用)状況に変化がなければ不要です。)

4 留意事項について

- (1) PCB廃棄物は廃棄物処理法上の「特別管理産業廃棄物」であることから、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を持つ方を事業所ごとに置く必要があります。該当者がいない場合は、事業所ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格を取得してください。
- (2) 届出されたPCB廃棄物の保管・使用状況は、公表(縦覧)することとなります。
- (3) PCB廃棄物の保管場所を変更した場合(譲受け、譲渡は厳禁)や事業者が相続、法人合併・法人分割があった場合にも届出が必要となりますので、随時、お問い合わせください。
- (4) PCB廃棄物は処分までの間、掲示板の設置等の保管基準に従って保管することとされており、ご確認のうえ、適正に保管していただくようお願いいたします。

5 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会について

(1) 青森県内の講習会の試験日程（予定）

日 程 下記のいずれかの1日

令和5年11月1日（水）

令和5年11月2日（木）

令和5年12月7日（木）

令和5年12月8日（金）

場 所 ウェディングプラザ アラスカ（青森市新町1丁目11-22）

受講料 13,200円

(2) 講習会の形式

講習会はオンライン講義を事前に受講し、その後会場で試験を受ける2段階形式。

(3) 講習会の申込

申込みは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）のホームページ（<http://www.jwnet.or.jp/>）からの申込みとなります。

(4) 問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

TEL 03-5275-7115（教育研修部）

6 保管基準の遵守について

PCB廃棄物の保管には、廃棄物処理法に定められた保管基準を遵守する必要があります。

(1) 保管基準

- ・ 周囲に囲いを設置すること
- ・ 見やすい場所に掲示板を設置すること
- ・ 飛散、流出、地下浸透、悪臭の発生のないこと
- ・ ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生、生息しないようにすること
- ・ 他の物が混入する恐れのないように仕切りを設けること
- ・ PCBの揮発防止及びPCB汚染物の腐食防止のために必要な措置をとること

(2) 掲示板

掲示板の大きさは、縦60cm×横60cm以上としてください。記載内容は、廃棄物の種類、名称、管理者氏名、連絡先が必要です。

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外の立ち入りを禁止する
名称 ○○株式会社
管理責任者 ○山×男
連絡先 017-000-0000

(3) 保管容器

腐食等によりPCB油が漏れ出し、油が付着した物はPCBの汚染物となりますので、金属製の密閉容器などで保管するようにしてください。